

15 納付書貼付欄

15万円分を納付した  
「大阪府手数料納付済証」

(記載方法)

- 1 大阪府が発行する納付書に15万円を添えて金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で納付し、金融機関から「納付書兼領収書」とあわせて交付される「大阪府手数料納付済証」を貼付けする。
- 2 「大阪府手数料納付済証」は再発行できませんので、申請書提出まで大切に保管してください。
- 3 申請書提出後の既納の手数料はお返しできません。